

マイナポータルによる各種変更申請時の注意事項

【管轄地方厚生（支）局長変更申請】

管轄地方厚生（支）局長変更申請は、①**異動日以降**に、②**異動前の登録先都県事務所等**へ申請してください。

関東信越厚生局管内から近畿厚生局管内へ4月1日付で異動した場合は、4月1日以降に、関東信越厚生局管内の登録先都県事務所等へ申請してください。

※異動日前及び異動先の厚生局各事務所等への申請はできません。

※保険医・保険薬剤師登録票に記載している登録番号の先頭の記号から登録先都県事務所等を確認できます。

（関東信越厚生局管内の都県事務所等）

茨：茨城事務所／栃：栃木事務所／群：群馬事務所／

玉：指導監査課（埼玉県）／千：千葉事務所／東：東京事務所／

神：神奈川事務所／新：新潟事務所／梨：山梨事務所／

長：長野事務所

【氏名変更申請】

氏名変更申請をする場合は、マイナポータルへの入力のほか戸籍抄本の提出が必要です。

マイナポータルで氏名変更の申請を行った後、申請先の都県事務所等へ**戸籍抄本を郵送**してください。

なお、保険医・保険薬剤師登録票の書換交付を希望する場合は、登録票の原本を併せて郵送してください。

※登録票を紛失している場合は不要です。